

# 返戻金制度に関する規程

当社は、有料職業紹介事業における紹介手数料の返戻金制度について、以下のとおり定める。

---

## 1. 返戻金制度の適用

当社の紹介により採用された者（以下「採用者」という。）が、入社後一定期間内に自己都合退職又は解雇された場合には、受領した紹介手数料の一部を求人者に返還するものとする。

---

## 2. 返還額

採用者の退社時期に応じた返還額は、以下のとおりとする。

| 退社時期（入社日を起算日とする） | 返還額        |
|------------------|------------|
| 1 か月以内           | 紹介手数料の 70% |
| 1 か月を超え 3 か月以内   | 紹介手数料の 50% |
| 3 か月を超え 6 か月以内   | 紹介手数料の 30% |

---

## 3. 返還期限

返還金の支払いは、採用者の退職又は解雇日の属する月の翌月 15 日までに行うものとする。

---

## 4. その他

返戻金の具体的な手続き及び支払方法については、別途求人者との契約に基づき定めるものとする。

---